令和８年度尾張旭市高齢者及び障がい者
虐待防止ネットワーク連絡会議事録

１　開催日時
令和８年１０月７日（水）
開会　午後　１時３０分
閉会　午後　３時００分

２　開催場所
尾張旭市役所　南庁舎３階　３０２・３０３号室

３　出席した構成員
楢木大輔、渡邉秀人、松原孝光、ウォーカー祥子、池田幸雄、丸山貴子、二村誠、
齊藤英昭、竹田晴幸、住田敦子、松野宏美、寺田健太郎、村田健郎、臼井武男

４　欠席した構成員
稲垣均、若杉浩二、川村　竹治

５　傍聴者数
０名

６　出席した事務局職員
長寿課長　鈴木清貴、地域福祉課長　森下克俊
長寿課長補佐　秋山さちこ
地域福祉課長補佐兼障がい福祉係長　森下亜希子
地域福祉課障がい福祉係主事　北川貴哉
長寿課長寿支援係主事　藤井康平
尾張旭市地域包括支援センター　社会福祉士　稲垣学

７　議題
（１）高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク連絡会について
（２）市の取り組みについて
（３）令和７年度における養護者による高齢者虐待の状況について
（４）令和７年度における障がい者虐待の状況について
（５）高齢者虐待事例検討について
（６）障がい者虐待事例検討について

８　会議の要旨

次第項目	発言者	内　　容
開会 資料確認	長寿課長	出席予定の方が一名いらっしゃいますが、１０分ほど遅刻する連絡を受け付けました。他の出席予定の方はそろっておりますので、会議の開催前にお手元にあります本日の資料の確認をさせていただきます。 ・本日の次第、構成員名簿（両面１部） ・資料１「高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク連絡会について」 ・資料２「市の取り組み」 ・資料３－１「令和７年度における養護者による高齢者虐待の状況」 ・資料３－２「令和７年度における養護施設従事者による高齢者虐待の状況」 ・資料３－３愛知県公表資料「令和６年度　養護者による高齢者虐待についての対応状況」 ・資料４－１「令和７年度　養護者による障がい者虐待の状況」 ・資料４－２「令和７年度　障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況」 ・資料４－３愛知県公表資料「２０２４年度の障害者虐待の状況について」 ・資料５「高齢者ケース事例検討」 ・資料６「障がい者ケース事例検討」 以上でございます。 なお「持出禁止」と記載のある資料につきましては、連絡会終了後、机上に置いてお帰りいただきますようお願いいたします。 不足などがございましたら、事務局までお知らせ下さい。 定刻となりましたので、令和８年度尾張旭市高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク連絡会を開会いたします。 私は、連絡会の事務局の長寿課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。 開会にあたりまして、尾張旭市福祉事務所長の臼井より挨拶を申し上げます。
あいさつ	部長	**＊＊　健康福祉部長あいさつ　＊＊**

委員の出欠	長寿課長	それでは、議題に入ります前に、構成員の方のご紹介をさせていただきたいと思います。お時間の都合もございますので、次第の裏面『構成員名簿』に記載させていただきましたので、名簿をもちましてご紹介とさせていただきたいと思いますが、本日、一般社団法人瀬戸旭医師会の稲垣様、尾張旭市社会福祉協議会の若杉様、尾張旭市自治連合協議会の川村様におきましては、あらかじめ欠席の連絡をいただいております。また、尾張東部権利擁護支援センターの住田様につきましては、先ほど少し遅れるとご連絡いただきましたので、また後ほどいらっしゃいますこと、よろしくお願いいたします。 なお、この会議は、個人情報を扱う部分を除き公開ということで進行いたします。 現時点で傍聴の方はいらっしゃいませんが、もし、いらっしゃった場合は、議題５と６につきましては、非公開となっておりますので、その議題となりましたら退席をしていただくことになります。ご承知いただければと思います。会議の概要につきましては、個人情報を扱う非公開部分を除いて市ホームページで公開させていただく予定です。その点につきましてもご承知おきください。
	長寿課長	では、次第２の議題に入ります。本連絡会の運営要綱の規定により、連絡会の座長は尾張旭市福祉事務所長が務めることとなっておりますので、ここからの議事は、福祉事務所長の臼井が執り行います。 よろしくお願いいたします。
議題⑴・⑵	部長	改めましてになりますが、本連絡会の進行を努めさせていただきます。 それでは、議題に入ります。 議題⑴「高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク連絡会について」と、併せまして議題⑵「市の取組み」について事務局より説明をお願いします。
	事務局	《説明》長寿課
	部長	議題の⑴と⑵につきまして説明させていただきましたが、この内容についてご質問又はご意見がございましたら挙手をお願いいたします。 はい、村田様、どうぞ。
	村田委員	障がい者基幹相談支援センターの村田です。 市の取組について、毎回報告をいただいておりますが、どのような効果があったか評価を教えてください。

	事務局	広報に関しては、掲載をしたというところで、効果については数字では出てきません。啓発をしたということでお答えさせていただきます。 見守り体制につきましては、ここで述べられている件数のとおりで、心配のある方については報告を別途受けているので、高齢者の状態の把握はしているということになります。 虐待の発見という成果は一件もないと認識しております。
	村田委員	ありがとうございます。
	部長	他にご質問や確認したいことがあれば挙手をお願いいたします。
	松原委員	民生委員児童委員協議会の松原です。 福祉票実施件数の５，５６４世帯と実態把握調査実施件数の１，５９３件はどのような方が対象になるのでしょうか。
	事務局	福祉票実施件数の対象者は、市内の７０歳以上のひとり暮らしの方と７５歳以上の人のみで構成する世帯の方が対象になります。 実態把握調査実施件数は、その対象にならなかった方や調査で確認することができなかった方になります。例えば、世帯への調査対象ですが、一方が７４歳以下だと調査対象外となります。このような方を対象にしています。
	松原委員	民生委員が確認できなかったところに対して、調査しているということでよろしいか。
	事務局	それに加えて、７５歳以上で若いご家族と住んでいる方が対象となります。
	部長	他にご質問がある方はいらっしゃいますか。
	村田委員	日常生活支援券の配布の券ですが、精神障害の方は行政から直接送付される形になっており、ここに書いてある通り目的の一つとして、市民税非課税と生活保護を受けていない見守りが必要な障害者の把握に努めているところだと思います。そこで、精神障害者で見守りが必要な方の把握ということについて、今後、何か新たな手立てを市でお考えがあるかどうかをお聞きしたいです。
	事務局	精神障害者の方の訪問という事業について、今のところ検討している件はございません。

	部長	他にご質問がある方はいらっしゃいますか。
	住田委員	尾張東部権利擁護支援センターの住田です。遅れてしまって申し訳ございません。 私からは２点質問させていただきたいと思います。 まず、２ページの虐待対応研修について、３回の参加ということで、ご報告をいただいていると思われますが、これらの主催者はどこになるかを教えていただきたいのが一点。それから、先ほど村田さんもご質問されていた広報の関係ですが、広報誌で高齢者や障害者の虐待のことについての啓発として載せていただいていると思います。一般住民の方に対する虐待に関する研修会や講演会などを行っているか。例えば、令和７年や８年はなかったとしても、過去にその一般向けに虐待に関する研修会など行っているかどうかについて教えていただいてもよいですか。
	事務局	１点目の虐待対応研修についてですが、詳細にどこが開催していたかを正確にお答えすることができません。確認して、後日お伝えでもよろしいでしょうか。⑵の虐待の障害者虐待防止研修につきましては、自立支援協議会が主催として、ひまわり福祉会の方をお迎えして、虐待防止委員会の運営についての講演と演習を含めた研修を行っています。 ２点目の虐待に関する講演会を過去に行っているかということについてですが、事務局が把握する限りでは行っておりません。
	住田委員	分かりました。 意見になりますが、虐待の通報件数について、一般住民の方からの通報において、事実として虐待かどうかは別として、その住民の方たちがこれは虐待じゃないかって思うような知識をしっかりとお伝えしていくということがとても重要で、高齢者虐待というと何かすごくひどいこと、身体虐待で叩かれているとか、何かそういう事実がない限り、なかなか通報する壁が高いように思われるかもしれません。けれども、そうではなく、何か言葉だったり、介護放棄のような状況が見受けられるなど、それは高齢者に限らず、子ども、障害者、高齢者に関して、地域の住民の方があれと思った時に、そんな証拠がなくてもいいので、ちょっと心配だなと思う時に、連絡してほしいっていうようなことを含めた啓発を住

		民の方向けにやっていただくということが、虐待防止においてはとても重要ですし、小さいところから、芽を摘んでいくことができると思いますので、今後そういう機会を作っていただけたらと思います。
	部長	貴重なご意見だと思うので、事務局は今後の参考にさせていただいて、一度考えてみてください。 それでは、他にご意見、あるいは確認したいことがある方は挙手をお願いします。よろしかったですかね。では、この後も引き続きですけれども、こうして所々でご質問を私の方でお聞きしておりますが、もし確認し忘れたとか、後で質問しようかなということがあれば、一番最後にもう一度全体を通しで皆様の方からご質問等を受け付ける時間を設けたいと考えておりますので、一旦ここで次の議題に進めさせていただきます。
議題⑶	部長	それでは、議題⑶の「令和７年度における高齢者虐待の状況について」説明をお願いします。
	事務局	《説明》長寿課
	部長	ただいまの説明につきまして、確認をしておきたいところ又はご意見がございましたら挙手をお願いします。
	村田委員	令和７年度の養護施設従事者による高齢者虐待の状況で、令和７年度は件数がない状況になっていますが、その市内施設の虐待防止研修の参加状況や開催状況のようなものがもし分かれば教えていただければと思います。
	事務局	介護保険の施設は虐待対応研修しなければいけないと定められているので、正確な件数は把握しておりませんが、運営指導の際は研修の実施状況を確認しております。対応マニュアルも作らなければならないように決まっておりますので、不完全ではありますが、対応マニュアルを作成して意識が高まっていると、こちらでは認識をしております。
	部長	他にご質問がある方はいらっしゃいますか。
	竹田委員	尾張東部圏域相談支援アドバイザーの竹田です。 養施設従事者による高齢者虐待の状況について、０ということは、素晴らしいことではあります。しかし、現実的ではないかなと思いました。通報の感度や通報の仕方もあるかもしれませんが、私は障害分野ですが、訪問看護の方から尾張旭市のケースで相談を受けたことがあります。どのように通報したらいいかという話は去年の連絡会でお話いたしましたが、上がってないというこ

		とはその方が通報されてないだけかもしれません。先ほどの住田委員の話と同じになりますが、通報してはいけない風潮なのか、通報の仕方がわからないのか、そのような課題があるのではないかと感じました。
	事務局	感度を高めていくということについて、先ほどもご意見をいただいたように、認識をしていきたいと思います。介護事業所に関しては、年度末に虐待の通告は法的に義務付けられているので通告してくださいということを周知しております。しかし、通告という一つのハードルがまだまだあるのかなと思います。先ほどの感度を高めていくことや通告に対する意識のハードルが低くなるように、ちょっとした異変などでも、ご相談いただけるような対応をしていくことを改めて考えていきます。
	部長	武田委員は昨年も貴重なご意見として、ケアマネジャーさんからの通報件数が少ないのはもしかして相談しにくい環境だからではないかといった懸念を供していただきました。 事務局につきまして、現状のままでいいというのではなく、今一度掘り下げて検証してみるとよろしいのではないかと思います。 武田委員、ありがとうございます。 では、他にご質問等ある方いらっしゃるでしょうか
	住田委員	令和７年度の養護施設従事者による高齢者虐待の状況について、０ではなく、一緒に関わったケースは１としてカウントされないのですか。
	事務局	施設従事者ではなかったので、養護者による虐待の件数に計上しました。 最初の通報としては、施設従事者による虐待ではないかと通報を受け、事実確認の結果、施設従事者ではなかった。また、県の指導から資料３－１の養護者によるに分類すると指導を受けたので、そちらに計上してあります。 他にご質問がある方はいらっしゃいますか。 では、議題を進めさせていただきます。
議題⑷	部長	それでは、議題⑷の「令和７年度における障がい者虐待の状況について」説明をお願いします。
	事務局	《説明》地域福祉課
	部長	ただいまの議題⑷の「令和７年度における障がい者虐待の状況について」について説明いたしましたが、ご質

		問等ございましたら挙手をお願いします。
	竹田委員	愛知県の虐待の資料をいただきましたけれども、肌感としても増加傾向にはありまして、全国の統計ですが、虐待防止法が始まってから、平成２４年度以降で、令和５年度まで統計がありますが、最も多いのが、身体の重い方、区分でいくと６５の方で、あとは知的障害の重い方で、区分の重い４５６の方と何かの行動障害がある方っていうの断トツで増えているところです。 現場では、例えば、日中サービス支援型グループホームというちょっと大きいタイプのグループホームが障害者分野でありますが、そこでは必ず地域の自立支援協議会の評価を受けなければならないという定期的な年会もあります。そのグループホームの中で、やはり問題視されておらず、評価で外部化した時に、不適切な支援であり、一歩間違えば虐待だったということが散見されるところです。お伝えしたいことは、私は高齢の分野ではありませんが、同じように介護度の重い方で認知症のある方に虐待のリスクが高いと思いますので、先ほどの話と重複しますが、感度を上げるべく、何が虐待にあたるのか、通報の仕組みなどについて、障害分野にも周知している段階ですので一緒に進めていけたらいいのかなと思います。
	部長	竹田委員、ご助言を頂戴したということでありがとうございます。 事務局は貴重なご意見として、ぜひまた参考にしてください。 他に質問等はよかったですか。最後にもう一度お時間を設けたいと思っております。
	部長	では、続きまして、議題⑸の「事例検討」に移ります。 ここからの議事は各担当課が執り行いますのでよろしくお願いします。 冒頭、長寿課長からも説明がありましたが、本日は傍聴人の方がおられないので、このまま進行させていただきます。 「附属機関等の基本的取扱いに関する要綱」別記２、「附属機関の会議公開に関する基準」に基づき会議を非公開
質疑応答	部長	皆様、本当に長時間に渡り、色々な貴重なご意見、とりわけ具体のご助言をいただきました。本当にありがとうございます。代表してお礼を申し上げます。

閉会	部長	私ども行政はで、知識経験、不十分な点多々ありますので、本当に今日いただいた貴重な意見をぜひ参考にし、今後の事務局の対応に参考にしてください。私からお願いをさせてもらいます。 はい、それでは、会議の進行中、私が何度か申し上げました。せっかくの機会でございます。お忙しい皆様、集まっていただいたので、本日の会議全体を通して、これは発言しておきたいという方がもしおありであれば挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか 今日こうした形で会議を開催をさせていただきました。私どもとしては、虐待防止の対応につきまして、今後も高齢者と障害者の両部門しっかりと連携を図りながら対応をして参りたいと思います。現時点では、今年度は特段の予定はしておりませんが、場合に応じて、皆様からのご注意を拝借したい、そうした場合は、同様の会議を開催させていただく可能性もございます。その説は何卒ご尽力をいただきますようにこの場をお借りしてお願いをさせてください。 本日持ち出し禁止と右肩に書いてある資料については大変お手数ですが、机上に置いてお帰りいただきたいと存じます。 本当に長時間ありがとうございました。今後も福祉の充実に私ども精一杯頑張ってまいります。どうか引き続きお力添えを賜りますよう改めてお願いを申し上げて本日の連絡会を終了とさせていただきます。 皆様、ありがとうございました。